

金沢地方裁判所委員会（第31回）議事概要

1 開催日時

平成30年7月11日（水）午後3時～午後5時

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者

茜栄成委員，有賀信彦委員，鶴浦雅志委員，阪井博委員，辰島裕美委員，田中聖浩委員，西川嘉一委員，新田陽子委員，萩本修委員長，二木克明委員（50音順）

（説明担当者）

小泉簡裁判事，横井民事首席書記官，林刑事首席書記官，鈴木事務局長，久保簡裁庶務課長，川久保簡裁主任書記官

（事務担当者）

大場総務課長，藤田総務課課長補佐，山腰総務課庶務係長

4 意見交換のテーマ

民事調停をより身近なものとするために

5 進行

(1) 委員長互選

(2) 前回委員会における意見交換についての報告

(3) 裁判所からの概要説明

ア 民事調停手続の概要及び特徴

イ 民事調停事件の申立件数及び成立率の推移

ウ 民事調停利用者アンケート集計結果

エ 広報活動の実情

(4) 調停室等見学

(5) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(6) 次回の意見交換テーマ

未定

(7) 次回開催日時

未定

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

【委員長】

裁判所からの概要説明について御質問があればお願いしたい。

【委員】

調停委員は調停において具体的にどのような助言をしているのか。

【説明担当者】

裁判官を含めた調停委員会では双方の納得が得られるよう、幾つかの要求項目が出ていれば取捨選択し、法律や常識から外れる要求については再考してもらえないかと伝えている。

【委員】

工事をするから隣地に立ち入りたいなどの近隣とのトラブルを解決すると言われたが、隣地への立ち入りは拒否されれば、調停の手続を進めることができないのではないのか。調停委員は割って入る余地があるのか。

【説明担当者】

調停委員会で隣地への立ち入り以外での何らかの落としどころを見つけ出し、事案にもよるが金銭的な話に切り替えて調停成立に至った例もある。

【委員長】

民法には隣地の使用請求権が定められているが、裁判所が行う調停は、このような法律的視点で決着をつけることができるのが一つの売りである。

【委員】

申立人と相手方が裁判所の駐車場で鉢合わせてトラブルになるようなことはないのか。

【説明担当者】

特に紛争性が高いとか暴力行為が見込まれるというような事前情報があれば、呼び出しの時間をずらすだけでなく、相手と顔を合わせないようできる限りの配

慮をしている。

【委員】

利用者アンケートでは満足度が5段階評価の4に近い結果となっているが、35パーセントしか成立していないのに満足した結果になっているのはなぜか。

【説明担当者】

話し合いが最後までとまらなくても、話し合ったことで満足される方もおり、申立てが取り下げられることもある。

【委員長】

解決しないと意味がないことではあるが、誰も聞いてくれない話を裁判所の職員や調停委員が聴いてくれることで満足されている面はあると思われる。

【委員】

特定調停では、相手方が出てこないことが分かっているのに調停を申し立てるのはなぜなのか。何か価値があるのか。

【説明担当者】

特定調停の申立てがあった裁判所は、相当と認める場合には、申立てにより強制執行の停止を命ずることができるからである。

【委員長】

民事調停には裁判所の手続を使ったことに一定の法律的效果があるといった民間の手続にはないメリットがある。民事調停のメリットをうまくPRできないか、また、民事調停の認知度を高めるためにはどうすればよいか問題意識を持っている。認知度を高めるためには、誰に対して、どういう手段で、又どういう内容を伝えるのが効果的なのか、さらにその他の視点からも御提言を頂きたい。

【委員】

裁判所の民事調停自体が硬いイメージで一般の人には分からないのではないかと。具体的に金銭トラブルや隣人とのもめ事があった場合にこういう手続を知っていますかというような、分かりやすいキャッチコピーを作って広めていく必要

がある。多くの人はチラシを見ないし、それを公民館や図書館に置いても意味がない。それよりもインターネットを使い、ホームページで民事調停に行くように仕掛ける方法が良いと思う。そのためには、分かりやすい言葉で、これなら相談してもいいなというキャッチコピーを作ってホームページに誘導する方法を考えたらどうか。一般の人は、時間もお金もかかると思っているのではないか。そうではないことを売りにすべきで、安くスピーディーで、しかもプライバシーも守られ安心であることを前面的に出した上で、まずはホームページを見てください、そしてそこに行けばこういう問題なら気軽に相談することができるという内容を皆さんで徹底的に議論してはどうか。どうすれば調停に誘導することができるかという視点から入って見られてはどうか。

【委員】

裁判所、訴訟、調停という言葉からは、法的に戦うといった、勝ち負けというイメージがある。和解するとか、平和に解決するとか、話し合いで、といった温かい感じのものを言葉として出すのがよいと思う。裁判所に関係することは一生に一度あるかないかのことで、学校で習うことではあるが、平和な時には身近には感じないので流してしまうし、困った事があっても裁判所を思い出さないのが広がらない原因ではないかと思う。

【委員】

民事調停は、一般には全く知られていない手続だと思う。もっとホームページを活用して、例えば建物明渡しであれば民事調停ではこういうふうに進んでいくなど、具体的な流れが分かるとやってみようかなと感じる。リーフレットには「解決できます」とあるが、どのように解決するのかがどこにも書かれていない。仮想・仮定の複数のケースについて、どのように進んで行くのかを具体的に示したらよいのではないか。また、例えば漫画を使えば理解もしやすいのではないか。

【委員】

費用が安いとか手続が簡単とかの話が出ているが、これは当事者にならないと

分からない。

【委員】

訴訟とか調停を求めるのはトラブルの解決を目指すためであるが、訴訟と調停でどういう価値の違いがあるのかが分からない。調停が、どういう場面で、どういう時に有利な面があるのかを出していただければと思う。

【委員】

これから社会に出ていく高校生を対象に、平成33年には18歳が成人になることもあり、契約した後でトラブルになった例を取り上げて、出張授業を学校に働きかけて、底辺から分かってもらうやり方もあるのではないかと。

【委員】

調停委員には一級建築士や医者、税理士などの専門家が入っており、専門分野の解決のためには調停は使い勝手がよく有効な手段である。ただ実際に調停を利用してみると、中には調停委員の動きが当事者にとって期待外れだったという思いをしたことはある。調停委員の人選や研修には引き続き一層御配慮いただきたい。中立公正な立場の方から、かつ、専門性のあるよい案が出ればかなりの件数は解決している。調停委員には、合理的な案を出し、十分に言い分を聞いて、調整力を発揮してもらいたいと思っている。

【委員長】

調停委員の人選や研修は胆に銘じてやっていかなければならない。専門分野の解決のためには有効な手段であるとの評価を頂いたが、どういう場面で、どう調停が有利に使えるのかというイメージをPRしていく必要がある。

【委員】

一般の人のイメージは裁判所というと白黒つけるところとっており、裁判所という機関を通して、話合いで紛争を解決するというイメージがなかなか湧かないと思う。インターネットや法教育を通して、やっていくほかない。民事調停は、使ってみれば使い勝手の良い制度だと思う。専門家が入っていることもあり、訴

訟になったとしても、調停委員の言っていた話がそう遠くない落としどころなのであろうと当事者も分かり、その後の流れも読みやすい良い制度である。裁判所を通して話し合いをする非常に良いシステムであることをいろいろな形でPRする以外ない。

【委員】

裁判所は一生に一度関わることがあるかどうかの場所で、そういう時に裁判所をお願いしに行く、決意をもって行くという感覚であると思う。そうではなく、民事調停は、裁判所がより市民に身近なものとしてアピールする良いチャンスである。裁判所で日常におけるトラブルを話し合いで解決できることをあなたがたは知っていますかというアプローチをしていけば、市民の中に裁判所というものは意外に身近なことでも相談に乗ってもらえるのだという認識ができてくると思う。市民の認識を変えていくことがまず第一歩である。そのためには、上からいきなり民事調停とはというのではなく、違うアプローチをしたらどうか。

【委員】

ドラマで検察庁の検事や検察事務官のことを知ることができた。メディアの力は大きいと思うので、調停委員を主人公にしたドラマや映画を作れば一気に広がるのではないかと。

【委員長】

委員の皆様からは、裁判所で話し合いにより解決したり、相談に乗ってもらえたりすること自体がイメージしにくい、話し合いをしてみると言っても具体的にどのように進んでいくのかイメージできない、調停はどのようなケースが相応しくトライするに値する手続なのか分からないとの御意見を頂いた。我々がいかにきちんと説明してこなかったかを痛感している。皆様から頂いた多数の貴重な御意見を参考に今後の広報やPRに活かすべく、担当者が集まって議論を進めてまいりたい。